行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	労働雇用課	整理番号	5-1-3
許認可等の種類	労働金庫の会員による総会の招集の認可				
根拠法令条例等· 条項	労働金庫法第48条、労働金庫法施行令第11条第1項第1号、労働金庫法施行規則第37条				
許認可等の概要	法47条第2項の規定による会員が請求した総会の招集を、理事が規定の期間に招集手続きを しないときの総会招集の認可				
審査基準(未設定の場合はその理由)	[参考] 労働金庫法第4 前条第二項の 会招集の手続を ることができる。	基準が法令の定めに 8条 り規定による請求をし しないときは、内閣 理事の取分の一以上	た会員は、同項の記 総理大臣及び厚生労 がない場合において	情求をした日から十日 対動大臣の認可を受 て、会員(個人会員を	けて総会を招集す
基準の制定根拠	_				
標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	[参考]	の規定において言い 規則第157条第1項			
期間の制定根拠	_				